

令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 3
- ・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表 6
- ・ 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表 7
- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 8
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 9
- ・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 18
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 21

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）若しくは<u>会社法第774条の3第1項第3号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第816条の3第1項の規定による決議（会社法第816条の4第1項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交付計画の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）</p>

取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6)～(11) (略)

3～12 (略)

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6)～(11) (略)

3～12 (略)

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表**

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ j (略)</p> <p><u>j の 2 株式交付</u></p> <p>k ~ y (略)</p> <p>z <u>削除</u></p> <p>a a ~ a q (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から s までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ・ b (略)</p> <p><u>b の 2 株式交付</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a q までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ j (略)</p> <p>(新設)</p> <p>k ~ y (略)</p> <p>z <u>上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行</u></p> <p>a a ~ a q (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から s までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>(新設)</p>

c～s (略)

(2)・(3) (略)

(単元株式数)

第26条 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が1,000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書の適用を受けて上場した場合には、この限りでない。

2 (略)

(社外取締役の確保)

第31条の4 上場内国会社は、社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)を1名以上確保しなければならない。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限り。)、e、iからmまで、oからsまで、wからyまで又はa oからa qまでに掲げる事項(支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の4の規定は、この改正規定施行の

c～s (略)

(2)・(3) (略)

(単元株式数)

第26条 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が1000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書の適用を受けて上場した場合には、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限り。)、e、iからmまで、oからsまで、wからzまで又はa oからa qまでに掲げる事項(支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日
翌日から適用する。

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割、<u>株式交換又は株式交付</u>に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。</p> <p>(5)の2～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場会社の合併、分割<u>又は株式交換</u>に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。</p> <p>(5)の2～(8) (略)</p>

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 上場会社が他の上場会社等を子会社とする株式交付を行うことにより発行する株券</u> <u>株式交付がその効力を生ずる日</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～e （略）</p> <p>f 新規上場申請者が、上場日以前に合併、<u>株式交換</u>、<u>株式移転</u>又は<u>株式交付</u>を行う場合の株主数及び流通株式の数については、前eの規定を準用する。</p> <p>(1)の2～(3) （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の2(1)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～e （略）</p> <p>f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び流通株式の数については、前eの規定を準用する。</p> <p>(1)の2～(3) （略）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号qに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(j)までに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) <u>上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下このeにおいて同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</u></p> <p>(i) <u>上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定</u></p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第1号qに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(j)まで <u>（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。</u></p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>(h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下このeにおいて同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。</p> <p>(i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る</p>

された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) (略)

f～l (略)

(1)の2～(3) (略)

2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a・b (略)

bの2 第1号bの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c～h (略)

i 第1号iに掲げる事項

次の(a)から(h)までに掲げるもののいずれにも

対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) (略)

f～l (略)

(1)の2～(3) (略)

2 第3条(子会社等の情報の開示)関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a・b (略)

(新設)

c～h (略)

i 第1号iに掲げる事項

次の(a)から(h)まで (子会社等が孫会社取得

該当すること。

(a)～(g) (略)

(h) 子会社等が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下この i において同じ。）を行う場合にあつては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この i において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

j～o (略)

(2) (略)

3の2 (略)

10 第20条（書類の提出等）第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において

（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(g) (略)

(h) 孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この i において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社等の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

j～o (略)

(2) (略)

4の2 (略)

10 第20条（書類の提出等）第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において

同じ。)を行った場合には、当該 a から q までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 第 2 条第 1 号 a に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a) (略)

(削る)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

b (略)

c 第 2 条第 1 号 f に掲げる事項

新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は、有価証券通知書及び変更通知書の写し
内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(削る)

(削る)

c の 2 (略)

d 第 2 条第 1 号 g に掲げる事項

株式の併合（会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合は、次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社にある場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第182条の2第1項に規定する書面（法

同じ。)を行った場合には、当該 a から q までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 第 2 条第 1 号 a に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a) (略)

(b) 募集又は売出しの日程表 確定後直ちに

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

b (略)

c 第 2 条第 1 号 f に掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は
次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに

(b) 有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

c の 2 (略)

d 第 2 条第 1 号 g に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社にある場合には、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

定事前開示書類)の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式の併合の効力発生日以後速やかに

e (略)

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) (略)

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(削る)

(b) (略)

gの2 第2条第1号jの2に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 株式の併合(会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。)を行う場合においては、次のイ及びロに掲げる書類

イ 会社法第182条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

ロ 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

株式の併合の効力発生日以後速やかに

e (略)

f 第2条第1号iに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 株式交換日程表 確定後直ちに

(d) (略)

(e) (略)

g 第2条第1号jに掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 株式移転日程表 確定後直ちに

(c) (略)

(新設)

(a) 会社法第816条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 会社法第816条の10第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し 株式交付の効力発生日以後速やかに

(c) 他の会社を子会社とする株式交付を行う場合（非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。）には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交付に係る株式交付比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）には、合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

i 第2条第1号lに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)に掲げる書類を除

h 第2条第1号kに掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 合併日程表 確定後直ちに

(d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

i 第2条第1号lに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる

き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) (略)

j 第2条第1号xに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下このj及び次のkにおいて「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下このj及び次のkにおいて「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格（施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。次のkにおいて同じ。）に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

k～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからuまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからuまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 株式の種類の変更

変更内容説明の通知書 確定後直ちに

(削る)

書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)及び(d)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 会社分割日程表 確定後直ちに

(d) (略)

(e) (略)

j 第2条第1号xに掲げる事項

当取引所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下このj及び次のkにおいて「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下このj及び次のkにおいて「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって当取引所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

k～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからuまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該aからuまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a 株式の種類の変更

次の(a)及び(b)に掲げる書類。

(a) 変更内容説明の通知書 確定後直ちに

(削る)

b～e (略)

f 株式に係る基準日（記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日をいう。）の設定

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(削る)

(削る)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(b)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(b)に掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(削る)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

h～u (略)

(3)～(10) (略)

(b) 株式の種類変更日程表 確定後直ちに

b～e (略)

f 株式に係る基準日（記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の外国株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日をいう。以下このfにおいて同じ。）の設定

次の(a)及び(b)に掲げる書類。

(a) 取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(b) 基準日に関する日程表 当該基準日（上場外国会社の場合には、当該期間の初日又は当該期日）の3週間前（3週間前より後に決議又は決定を行った場合は、決議又は決定後直ちに）（上場外国会社が当該期限に提出することが困難な場合には、本国等において要する提出の期限によることができる。）

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(c)に掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 預託証券の募集又は売出しの日程表 確定後直ちに

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

h～u (略)

(3)～(10) (略)

20 第43条（議決権行使を容易にするための環境整備）

関係

第43条に規定する当取引所が定める環境整備とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 次のaからeまでに掲げる書類を、株主総会の日の3週間前よりも早期に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

a 株主総会の招集の通知

b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類（以下この20において「株主総会参考書類等」という。）

c 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告

d 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類

e aから前dまでに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類

(4) 株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

(5)・(6) (略)

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

20 第43条（議決権行使を容易にするための環境整備）

関係

第43条に規定する当取引所が定める環境整備とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2に規定する参考書類（以下この20において「招集通知等」という。）を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

(5)・(6) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(a)の2 非上場会社を子会社とする株式交付</u></p> <p>(b)～(h) (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であつて、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）<u>以前</u>3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併若しくは前aの(a)から(g)までに掲げる行為<u>又は</u>非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併、<u>非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付</u>（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(b)～(h) (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であつて、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）<u>からさかのぼって</u>3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、<u>株式交換</u>若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為<u>若しくは</u>非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併<u>又は</u>非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。</p>

イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、50名に満たない者に対する株式の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日以前3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、50名に満たない者に対する株式の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次

のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日以前3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併若しくは前 a の (a) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

c (略)

d 第9号 a に規定する「当事者である非上場会社として当取引所が認める者」は、非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合における当該非上場会社その他これに類するものとして当取引所が認める者をいう。

e～h (略)

(9)～(18) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の 2、l、n、n の 3、o、o の 2、v 又は w に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a～y (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (g) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ～ニ (略)

c (略)

d 第9号 a に規定する「当事者である非上場会社として当取引所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

e～h (略)

(9)～(18) (略)

5 第5条（監理銘柄の指定）関係

(1) 当取引所は、上場株券が次の a から y までのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、k の 2、l、n、n の 3、o、v 又は w に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a～y (略)

(2)～(4) (略)

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 <u>ETF特例第7条第1項第2号f(同条第2項第1号による場合を含む。)</u>に規定する新規上場申請銘柄に係る指標についての審査は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号<u>a</u>に規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに<u>第2号及び第4号</u>に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) ETF特例第9条第2項第1号aの(a)に掲げる事項</p> <p>次の<u>a及びb</u>に定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、<u>a</u>に掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 <u>ETF特例第2条第17号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号<u>b</u>に規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに<u>第3号及び第5号</u>に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) ETF特例第9条第2項第1号aの(a)に掲げる事項</p> <p>次の<u>aからc</u>までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、<u>b</u>に掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p><u>a</u> <u>売出しの日程表について、確定後直ちに</u></p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(2) <u>ETF特例第9条第2項第1号aの(a)の2に掲げ</u></p>

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T Fに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 1 号 a に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。)並びに第 2 号、第 3 号 b 及び第 6 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (a) に掲げる事項

次の a 及び b に掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、a に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(削る)

a (略)

b (略)

(削る)

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (d) に掲げる事項

合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

(削る)

(削る)

(3) (略)

る事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 上場 E T F (外国投資証券に該当する外国 E T Fに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第 9 条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第 1 号 b に規定する書類 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。)並びに第 3 号 a、第 4 号 b 及び第 7 号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (a) に掲げる事項

次の a から c までに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 売出しの日程表について、確定後直ちに

b (略)

c (略)

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (b) に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直ちに

(3) E T F 特例第 9 条第 2 項第 2 号 a の (d) に掲げる事項

次の a 又は b に掲げるところにより行う。

a 合併契約書の写しについて、契約締結後直ちに

b 合併日程表について、確定後直ちに

(4) (略)

(4) 基準日の設定

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

(削る)

(削る)

(5) (略)

(6) (略)

4・5 (略)

(5) 基準日の設定

次の a 及び b に掲げるところにより行う。

a 決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに

b 基準日に関する日程表について、当該期日の 2 週間前に

(6) (略)

(7) (略)

4・5 (略)

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。